

通所介護事業所等の設備を利用し 夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する場合について

指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供しようとする場合は、宿泊サービスの実態の把握及び事故報告の仕組導入のため、事業実施前に宿泊サービスの実施に関する届出が必要となります。宿泊サービスの実施を検討される場合は、必ず事前にご相談ください。

1. 規定及び対象サービス

宿泊サービスの実施に関する届出を行うことを規定した市が定める条例及び対象サービスは以下のとおりです。

規定	対象サービス
豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定通所介護
豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定地域密着型通所介護
	指定認知症対応型通所介護
豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	指定介護予防認知症対応型通所介護
豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱	指定通所介護相当サービス
	指定通所型サービスA

2. 国が定める指針

宿泊サービスの最低限の質を確保するため、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」（以下、「指針」という。）が国によって定められておりますので、宿泊サービスを実施する場合は、当該指針に沿った事業運営を行うよう努めてください。

3. 「宿泊サービス実施に関する届出」の様式等

豊中市ホームページの書式ダウンロードサービス「通所介護」のページに掲載していますのでご確認ください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/shoshiki_download/kyotaku_service/tusyokaigo.html

4. 問合せ先

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

電 話：06-6858-2838

メール：chouju@city.toyonaka.osaka.jp